

北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱

北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱

目 次

第1章 総 則	1
第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金	1
第3章 車両減価償却費等補助金	4
附 則	6
別 表 1	8
別 表 2	10
別 表 3	12
別 表 4	14
別記様式	16
参考資料 1 (北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式)	
総政第33号様式 (地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書)	
総政第38号様式 (車両償却費等補助金交付申請書)	

北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱

	平成23年7月22日
	地交第66号
改正	平成24年5月15日
	地交第88号
改正	平成25年9月18日
	交通第177号
改正	平成26年7月7日
	交通第77号
改正	平成27年5月15日
	交通第42号
改正	平成28年11月7日
	交通第188号
改正	平成29年11月6日
	交通第188号
改正	平成30年7月19日
	交通第253号

路線バス等が住民にとって必要不可欠でありながら、過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、市町村との適切な役割分担を図りながら、地域間幹線系統として必要なバス路線等を確保・維持するため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その取扱いについては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第1章 総則

（定義）

第1条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）以下「国庫補助金交付要綱」という。）の第4条第1項の「乗合バス事業者」をいう。
 - (2) 「地域協議会」 国庫補助金交付要綱第2条第1項第1号の「協議会」をいう。
 - (3) 「会計年度」 国庫補助金交付要綱第5条の「会計年度」をいう。
 - (4) 「地域間幹線系統確保維持事業」 国庫補助金交付要綱第2条第1項第2号の「地域間幹線系統確保維持計画」に基づいて実施される事業をいう。
 - (5) 「補助ブロック」 国庫補助金交付要綱別表6の「補助ブロック」をいう。
- 2 「地域生活交通確保対策協議会」とは、地域における生活交通路線の確保のために総合振興局又は振興局単位で設置された地域協議会をいう。
 - 3 「北海道生活交通確保対策協議会」とは、北海道における生活交通路線の確保のために全道単位で設置された地域協議会をいう。

第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

（補助対象事業及び補助対象事業者）

第2条 知事は、別表1に定める要件に適合する系統の運行を補助対象事業とし、第4条に定める基準に基づき、次項に定める補助対象事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象事業者は第5条第1項に基づき定めた「北海道地域間幹線系統確保維持計画」に運送予定者として記載されている乗合バス事業者で、かつ、知事が定める次の要件の下で補助対象系統を運行する者とする。

(1) 地域生活交通確保対策協議会（以下「総合振興局等協議会」という。）において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。

(2) 補助対象系統の運行において十分な安全性等の確保ができること。

3 第1項の規定は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画（以下「再編計画」という。）に地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と読み替えるものとする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象事業の補助対象期間は、補助金を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象経費、補助金の交付額の算定方法及び補助対象事業の基準)

第4条 補助対象経費、補助金の交付額の算定方法及び補助対象事業の基準は、別表1（第2条第3項の場合においては、別表3）に定める。

(北海道地域間幹線系統確保維持計画の策定)

第5条 総合振興局等協議会は、地域住民の生活に必要と認められる地域間幹線系統について次の事項を記載した地域間幹線系統確保維持地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、北海道生活交通確保対策協議会（以下「全道協議会」という。）に提出するものとする。全道協議会は、総合振興局等協議会から提出された地域計画を集約・協議の上、北海道地域間幹線系統確保維持計画を策定して知事に提出し、知事は、全道協議会の協議結果に基づき北海道地域間幹線系統確保維持計画を決定する。

(1) 地域間幹線系統確保維持に係る目的・必要性

(2) 地域間幹線系統確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(2の2) 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(3) 地域間幹線系統確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

(4) 別表1（第2条第3項の場合においては、別表3）の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

(5) 別表1（第2条第3項の場合においては、別表3）の補助事業の基準ハに基づき、「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

(6) 地域間幹線系統確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあつては、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

2 前項の地域計画については、知事が別に定める様式による地域間幹線系統確保維持地域計画書（1通）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の5月31日までに全道協議会に提出するものとする。

3 全道協議会は、知事が別に定める様式により、地域計画に地域間幹線系統確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、並びに補助金の交付を受けようとする補助

対象事業者の名称に関する項目を加え、北海道地域間幹線系統確保維持計画を策定する。

(北海道地域間幹線系統確保維持計画の変更)

第6条 総合振興局等協議会は、全道協議会に提出した地域計画を変更しようとするときは、知事が別に定める様式による地域間幹線系統確保維持地域計画変更届出書を当該変更を行う15日前までに全道協議会に提出し、当該変更届に係る全道協議会の協議結果に基づき知事が北海道地域間幹線系統確保維持計画を変更する。

(北海道地域間幹線系統確保維持計画の実施)

第7条 北海道地域間幹線系統確保維持計画に係る事業者（以下「関係事業者」という。）は、当該計画の実施に努めなければならない。

2 知事は、北海道地域間幹線系統確保維持計画が計画どおり実施されていないため、地域間幹線系統の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、関係事業者に対し、その実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 知事は、前項の関係事業者が当該求めに係る措置を講じていないため補助金交付の目的達成が困難となると認めるときは、補助金の全部又は一部の不交付の措置をとることができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、総政第33号様式（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）（平成25年北海道告示第10328-3号）に定める様式をいう。以下総政第〇号様式について同じ。）による補助金交付申請書に知事の定める書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の10月31日までに知事に提出するものとする。

なお、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第9条 補助事業者に補助金等の交付を決定する場合は、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(2) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パ

ーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

- (3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、別記様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (5) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (7) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱（平成30年7月19日付け交通第253号）及び決定通知に従わなければならない。

※第4号の条件は、第8条ただし書に該当する場合に、付するものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

- 第10条 知事は、第8条の規定により提出された申請書を審査の上、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、当該申請者にその旨を通知する。
- 2 補助対象事業者が、北海道地域間幹線系統確保維持計画に基づく補助対象事業の一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日（9月30日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
 - 3 知事は、補助金の交付を決定しないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して申請者に通知するものとする。

第3章 車両減価償却費等補助金

（補助対象事業者）

- 第11条 補助対象事業者は、第4条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者とする。

（補助対象経費、補助金の交付額の算定方法及び補助対象事業の基準）

- 第12条 補助対象事業は、北海道地域間幹線系統確保維持計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、補助対象経費、補助金の交付額の算定方法及

び補助対象事業の基準については、別表2に定める。

- 2 前項の規定は、別表3に定める要件に適合する系統を運行するために必要な車両の取得については、再編計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表2」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

(北海道地域間幹線確保維持計画の策定)

第13条 本章による補助金を受けようとする場合には、全道協議会において第5条第1項各号に掲げる事項に次に掲げる事項を加えて、北海道地域間幹線系統確保維持計画を策定するものとする。

- (1) 車両の取得に係る目的・必要性
- (2) 車両の取得に係る定量的な目標・必要性
- (3) 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
- (4) 車両減価償却費等補助金に要する費用の総額、負担者とその負担額

(補助金の交付の申請)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、総政第38号様式による補助金交付申請書に知事の定める書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の10月31日までに知事に提出するものとする。

なお、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定は、別表4に定める要件に適合する車両を取得する場合にあっては、「10月31日」とあるのは「2月3日」と読み替えるものとする。

(補助金交付の条件)

第15条 補助事業者に補助金等の交付の決定をする場合は、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- (2) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

- (3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における

その後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

- (4) 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合には、別記様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (5) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (7) 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱(平成30年7月19日付け交通第253号)及び決定通知に従わなければならない。

※第4号の条件は、第14条ただし書に該当する場合に、付するものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第16条 知事は、第14条の規定により提出された申請書を審査の上、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、当該申請者にその旨を通知する。

2 知事は、補助金の交付を決定しないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して申請者に通知するものとする。

(準用規定)

第17条 第3条、第6条及び第7条の規定は、本章において準用する。この場合において、別表4に定める要件に適合する車両を取得する場合にあっては、第3条中「9月30日を末日とする1年間」とあるのは、「4月1日から翌年1月末日までの間」と読み替えるものとする。

附 則

この交付要綱は、平成23年度予算から施行する。

附 則(平成24年5月15日地交第88号)

この交付要綱は、平成24年度予算から施行する。

附 則(平成25年9月18日交通第177号)

この交付要綱は、平成25年度予算から施行する。

附 則(平成26年7月7日交通第77号)

この交付要綱は、平成26年度予算から施行する。

附 則（平成27年5月15日交通第42号）
この交付要綱は、平成27年度予算から施行する。

附 則（平成28年11月7日交通第188号）
この交付要綱は、平成28年度予算から施行する。

附 則（平成29年11月6日交通第188号）
この交付要綱は、平成29年度予算から施行する。

附 則（平成30年7月19日交通第253号）
この交付要綱は、平成30年度予算から施行する。